

精子 凍結保存継続 依頼書

リプロダクションクリニック 理事長 石川 智基 殿

「リプロダクションクリニック大阪」に凍結保存している、下記の精子（精巣組織）の凍結保存の継続を希望いたします。住所も含め、枠内全てご記入下さい。

患者記入欄 「精子 凍結保存継続」を ☐ 依頼します ☐ 依頼しません（廃棄希望）

凍結日（西暦 年 月 日）日付をご記入ください

※1枚に複数の日付を記入しないでください。

精子の所有者

ID 署名（直筆） 同意日：西暦

住所
〒

振込み日（西暦 年 月 日）※お振込みの方のみ記載して下さい

必ずご本人が直筆でご署名をお願いします。

ご本人以外の方が署名された場合、有印私文書偽造として刑事罰をうけることがあります。
フリクション等、改変可能なペンでの記載は受理いたしません（書き直していただきます）

凍結保存継続の手続きは、

1) 「精子 凍結保存継続」書類（本書）のご提出

※費用のお支払い日より **1週間以内**にご提出をお願いします。

※凍結日毎に継続依頼書が1枚必要です。1枚に複数の日付を記入しないで下さい。

2) 翌年分の「凍結更新」費用のお支払い

により完了となります。

書類の提出は、郵送あるいは当院窓口のいずれかで、お支払いは、銀行振込（当院指定の下記口座）あるいは当院窓口のいずれかで承ります。

振込みをご希望の場合は、**更新費用の振込みを先に行なった上、必ず振込日を記入してください。**

振込み日から **1週間以内**に継続依頼書の郵送をお願いします。

保存期限更新の完了までにはお時間を要します。精子融解日が更新日を1日でも過ぎる場合には、**融解日までに更新手続きをして下さい。**

精子（精巣組織）凍結更新費用 消費税率 10% 22,000 円（税込）

※いかなる理由があっても、**お支払いいただいた費用の返金はいたしません。**ご注意ください。

*凍結保存期限満了日は、初回凍結日を基点とし、1年後、2年後、3年後…の同じ日にちとし、1年毎の更新が必要です。凍結保存継続をご希望の場合には、凍結保存期限満了日までに更新の手続きが必要です。
凍結保存期限満了日までに更新の手続きがない場合には、凍結保存物の所有権を放棄されたものとみなし、
廃棄いたしますのでご注意下さい。凍結保存期限満了日までに更新の手続きを済ませなかった場合には、
凍結保存期限満了日の翌々月1日をもって自動的に廃棄させていただきます。ただし、凍結保存期限満了日の翌月末までに更新のお手続きをされた場合は、当院で更新を認めるか否かを審査した上で判断させていただきます。

*次の場合は患者さまの意思に関わらず、凍結保存物が廃棄されます：行方不明または死亡した場合、生殖年齢を超えた場合、凍結保存継続の更新手続きがされなかった場合、天災や災害などの不可抗力的な要因により凍結保存物に損傷や紛失が生じた場合

*「精子 凍結保存継続」書類（本書）は、当院ホームページからダウンロードが可能です

振込先 三井住友銀行 梅田支店 店番号 1 2 7

普通預金 口座番号 9 3 6 4 5 3 8

イ) リプロダクションクリニック

リプロ大阪振込先

*お名前の前に「**診察券番号**」を、お名前の後に「**初回凍結日**」を西暦で入力して下さい

*恐れ入りますが振込手数料は患者さまの負担でお願いいたします